派遣労働者の同一労働同一賃金

# 

2024年9月18日、19日、24日

學厚生労働省静岡労働局

職業安定部 需給調整事業課



# 労使協定方式 制度概要。理解

- ⇒ 労使協定方式の基本的な内容を説明
- → 一般賃金の計算方法について解説



#### 労使協定方式を選択した場合の派遣までのフロー

過半数代表者の選出<過半数労働組合がない場合> 過半数代表者選出 投票、挙手等の民主的な方法により選出

#### 局長通達確認

- ・通知で示された最新の統計を確認
- ・最低賃金の改定時も注意

#### 労使協定締結

- ・労使で十分に議論
- ・労使協定上の賃金の定めを就業規則等に記載

#### 労働者へ周知

・派遣会社の労働者(派遣労働者含む)に周知

#### 労働局に報告

・毎年6月30日までに事業報告書に添付して報告

#### 待遇情報の提供

·教育訓練 · 福利厚生施設 の情報を派遣先から提供

#### 派遣料金の交渉

・派遣先は派遣料金に関し て配慮義務

#### 派遣契約の締結

・派遣元及び派遣先

#### 派遣労働者に 説明後、派遣



# 目次

- 1.制度・概要
- 2.労使協定に定める事項
  - (1)派遣労働者の範囲
  - (2)賃金の決定方法
    - ①一般基本給・賞与等
    - ②一般通勤手当
    - ③一般退職金
    - ④合算の方法
    - ⑤賃金の改善及び公正評価
  - (3)賃金を除く待遇の決定方法
  - (4)教育訓練を実施すること
  - (5)有効期間等
- 3. 労使協定の対象とならない待遇事項
- 4. その他

# 目次

## 1.制度・概要

# 2. 労使協定に定める事項

- (1)派遣労働者の範囲
- (2)賃金の決定方法
  - ①一般基本給・賞与等
  - 2一般通勤手当
  - ③一般退職金
  - ④合算の方法
  - ⑤賃金の改善及び公正評価
- (3)賃金を除く待遇の決定方法
- (4)教育訓練を実施すること
- (5)有効期間等

# 3. 労使協定の対象とならない待遇事項

4. その他

待遇決定方式

# 派遣先均等・均衡方式

労使協定方式

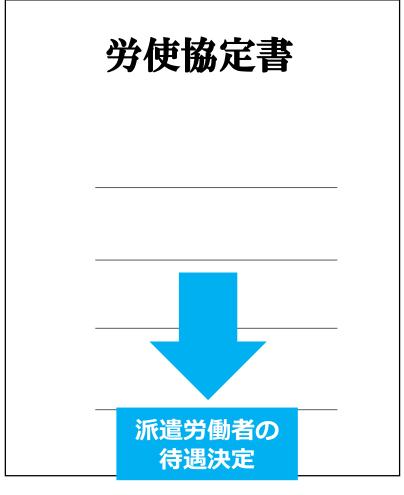
いずれか により 待遇確保



## 制度・概要



【労働者側】 過半数労働組合 or 過半数代表者



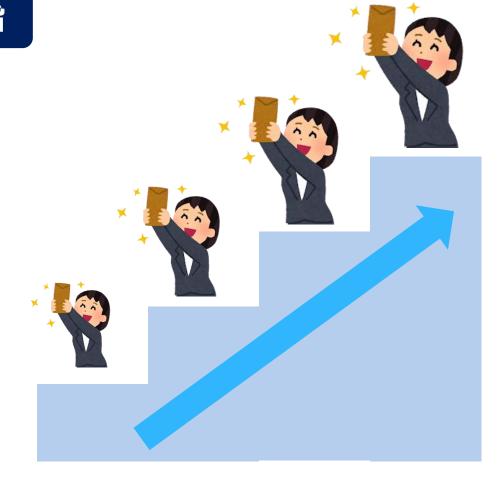




【使用者側】 派遣元 (派遣会社)



## 労使協定方式の趣旨



経験や 能力に応じて 賃金UP!

# 長期的なキャリア形成





過半数代表者

#### リーフレット 過半数代表者の適切な選出手続きを ~選出するにあたっての5つのポイントを紹介します~

派遣労働者の「同一労働同一賃金」

#### 過半数代表者の適切な選出手続きを

選出するにあたっての5つのポイントをご紹介します~

#### 派遣労働者の「同一労働同一賃金」について

- 派遣元事業主は、派遣先均等・均衡方式と労使協定方式のいずれかの待遇決定方式により、 派遣労働者の待遇改善を図ることが義務付けられています。
- 労使協定方式は、過半数代表者などと派遣元事業主との間で一定の事項を定めた労使協定を 書面で締結することが必要です。
- 適切な手続きを経て選出された過半数代表者と締結された労使協定でなければ、労使協定 方式は適用されず、派遣先均等・均衡方式が適用されます。

1 過半数代表者となることができる労働者の要件があります

#### 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと

管理監督者とは、一般的には部長、工場長など、労働条件の決定その他の労務管理 について経営者と一体的な立場にある人を指します。

過半数代表者の選出に当たっては、管理監督者に該当する可能性のある人は避けた 方がよいでしょう。

2 過半数代表者を選出するための正しい手続きが必要です

派遣労働者の同一労働同一賃金の労使協定を締結するために過半数代表者を選出することを明らかにしたうえで、投票・挙手などにより選出すること

■ 選出手続きは、投票や挙手の他に、労働者の話し合いや持ち回り決議などでも構い ませんが、労働者の過半数がその人の選任を支持していることが明確になる民主的



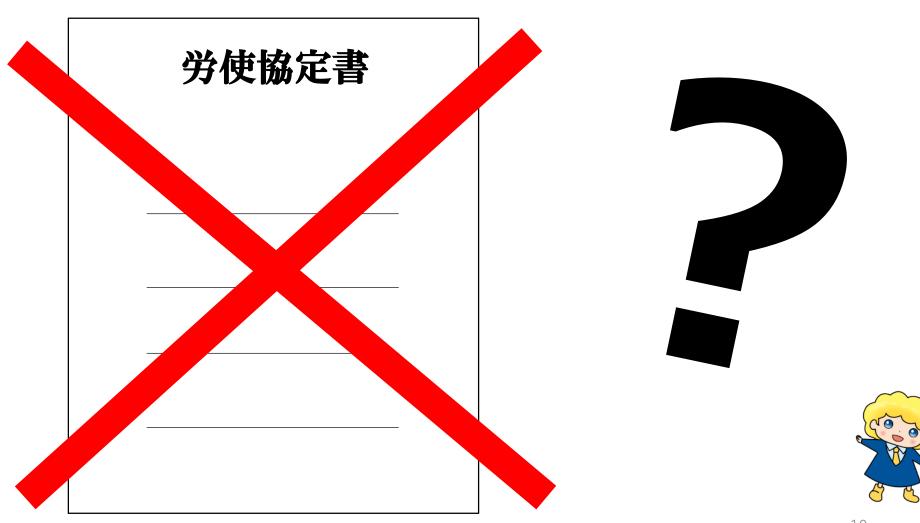
# 目次

# 1.制度・概要

# 2. 労使協定に定める事項

- (1)派遣労働者の範囲
- (2)賃金の決定方法
  - ①一般基本給・賞与等
  - ②一般通勤手当
  - ③一般退職金
  - ④合算の方法
  - ⑤賃金の改善及び公正評価
- (3)賃金を除く待遇の決定方法
- (4)教育訓練を実施すること
- (5)有効期間等
- 3. 労使協定の対象とならない待遇事項
- 4. その他補足資料

# 労使協定はどんな内容でもよい?



#### 労使協定に定める5つの事項

- ① 派遣労働者の範囲
- ② 賃金の決定方法
- ③ 賃金を除く待遇の決定方法
- 4 教育訓練を実施すること
- ⑤ 有効期間等



労使協定に定めた事項を遵守していない場合は、労使協定方式 は適用されず、派遣先均等・均衡方式が適用



#### 労使協定に定める事項【派遣労働者の範囲】

#### 労使協定に定める、骨組みとなる5つの事項

- 派遣労働者の範囲
- 賃金の決定方法
- 賃金を除く待遇の決定方法
- 教育訓練を実施すること
- 有効期間等

対使協定に定めた事項を遵守していない場合は、労使協定方式は 適用されず、**派遣先均等・均衡方式**が適用

#### 労使協定に定める事項【派遣労働者の範囲】

### 労使協定の対象となる範囲



派遣先均等・均衡方式が適用される派遣労働者



労働契約期間

職種

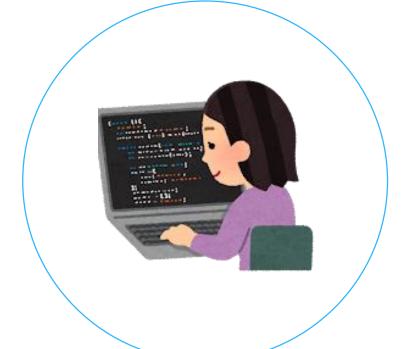
客観的な基準が必要

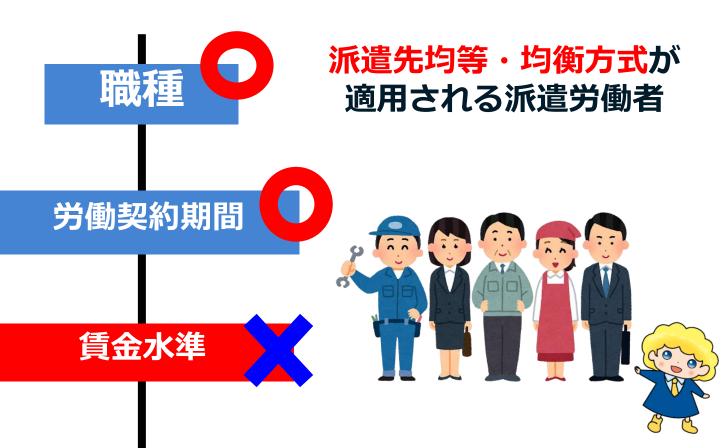
労使協定の対象となる範囲

賃金を引き下げることを目的としたものは 認められない。

# 客観的な基準が必要だが・・・

労使協定が適用される 派遣労働者





#### 労使協定に定める事項【派遣労働者の範囲】

#### 労使協定の記載イメージ

#### 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、**派遣先でプログラマーの業務に従事する従業員**(以下「対象従業員」 という。)に適用する。

> 職種で範囲を限定 する場合の例

第1条 本協定は、**期間を定めないで雇用される派遣労働者**(以下「対象従業員」という。)に適用する。

労働契約期間で範囲を限定する場合の例



#### 労使協定に定める、骨組みとなる5つの事項

- 派遣労働者の範囲
- 賃金の決定方法
- 賃金を除く待遇の決定方法
- 教育訓練を実施すること
- 有効期間等

、労使協定に定めた事項を遵守していない場合は、労使協定方式は 🐝 適用されず、**派遣先均等・均衡方式**が適用



# ②賃金の決定方法

I 派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般労働者の平均 的な賃金の額(一般賃金)と同等以上の賃金額となるもの

- - ・昇給規定
  - 別途能力手当等を支給
- - ・評価表
  - ・評価規定

「一般賃金 ≦ 協定対象派遣労働者の賃金の額」のイメージ





各派遣会社における 派遣労働者の賃金額

協定対象派遣労働者の賃金





国が示す派遣労働者の最低水準の賃金(この金額と同等以上にすること)

A

一般基本給・賞与等

一般基本給・賞与等 ≦ 基本給・賞与等

В

一般通勤手当

一般通勤手当 ≦ 通勤手当

C

一般退職金

一般退職金 ≦ 退職金

○基本給・賞与・各種手当

\* 各種手当には、家族手当、役職手当なども含む

実費支給の場合

定額支給の場合

退職金制度の場合

退職金前払いや**合算**による 支払いの場合

**中小企業退職金共済制度**等への加入の場合

対象外

時間外勤務手当

深夜勤務手当

休日勤務手当

合算の方法



国が示す派遣労働者の最低水準の賃金(この金額と同等以上にすること)

Α

一般基本給・賞与等

一般基本給・賞与等 ≦ 基本給・賞与等

○基本給・賞与・各種手当

\*各種手当には、家族手当、役職手当なども含む

В

一般通勤手当

一般通勤手当 ≦ 通勤手当

C

一般退職金

一般退職金 ≦ 退職金

実費支給の場合

定額支給の場合

退職金制度の場合

退職金前払いや**合算**による 支払いの場合

**中小企業退職金共済制度**等への加入の場合

対象外

時間外勤務手当

深夜勤務手当

休日勤務手当

合算の方法



#### A 一般基本給・賞与等の決定手順

一般基本給・賞与等の額=「基準値(O年)」×「能力・経験調整指数」×「地域指数」

基準値(0年)

能力・経験調整指数

地域指数

<手順1> 使用する統計調査等を 労使で選択する <手順2> 比べる<mark>職種</mark>を 決める <手順3> 能力・経験 調整指数を決める

<手順4> 地域<sub>指数を決める</sub>

賃金構造基本統計調査 Or

職業安定業務統計

派遣労働者の業務に 合った職種

※業務が複数有る場合は 「**中核的業務**」で選ぶ 派遣労働者の業務の 内容や難易度が 勤続何年目レベルか考える **派遣先の事業所**の 所在地はどこか

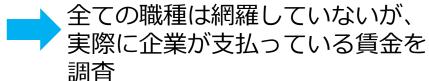
#### A 一般基本給・賞与等の決定手順

#### <手順1>

#### 使用する統計調査等を 労使で選択する

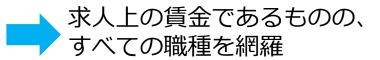
#### 賃金構造基本統計調査によるもの

「賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金」



#### 職業安定業務統計によるもの

「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」



# ※局長通達の<u>別添1</u>と<u>別添2</u> とで示しています

#### 賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金(時給換算)

別添1

	基準值	基準値に能力・経験顕整指数を乗じた値						基準值	参考值
	(0年)	14	2 年	3年	5年	10年	20年	(0年) 最大値	(0年)
世学計	1,320	1,531	1,641	1,676	1,756	1,972	2,367	2	1,583
1031 管理的概率就事者	3,102	3,598	3,856	3,940	4,126	4,534	5,562	3,252	3,622
1051 研究者	1,721	1,996	2,139	2,186	2,289	2,571	3,086	- 9	2,042
1972 電気・電子・電気適信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く)	1,561	1,811	1,940	1,982	2,076	2,332	2,799	. 9	1,859
1973 機械技術者	1,393	1,616	1,731	1,769	1,853	2,081	2,498		1,667
1074 輸送用機務技術者	1,289	1,495	1,602	1,637	1,714	1,926	2,311	*	1,548
1976 全面技術者	1,363	1,581	1,694	1,731	1,813	2,036	2,444	2	1,632
1077 化学技術者	1,402	1,626	1,743	1,781	1,865	2,095	2,514	1,410	1,677
1091 建築技術者	1,373	1,593	1,707	1,744	1,826	2,051	2,462	\$	1,644
1092 土木技術者	1,506	1,747	1,872	1,913	2,003	2,250	2,700	- 5	1,796
1093 测量技術者	1,223	1,419	1,520	1,553	1,627	1,827	2,193	1,418	1,472
1101 システムコシサルタント・設計者	1,699	1,971	2,112	2,158	2,260	2,538	3,046	- 8	2,017
1104 ソフトウェア作成者	1,444	1,675	1,795	1,834	1,921	2,157	2,589	2.0	1,725
1109 その他の情報処理・遺信技術者	1,427	1,655	1,774	1,812	1,898	2,132	2,559	1,708	1,706
THE ALCOHOLS, STREET	1 261	1.070	1.660	1:700	1.010	0.000	2.640		1 600



## A 一般基本給・賞与等の決定手順

<手順2> 比べる職種を決める

<手順3> 能力・経験調整指数 を決める

	非準値	基準値に能力・経験顕整指数を乗じた値					基準位	参考值	
	(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年	(0年) 最大値	(0年)
<b>空</b> 業計	1,320	1,53	1,641	1,676	1,756	1,972	2,367	23	1,583
1031 管理的概率战事者	3,102	3,598	3,856	3,940	4,126	4,534	5,562	3,252	3,622
1051 研究者	1,721	1,00	順3	2,186	2,289	2,571	3,086	- 2	2,042
1072 電気・電子・電気適信技術者 (適信ネットワーク技術者を除く)	1,561	1,811	1,940	1,982	2,076	2,332	2,799	+9	1,859
1973 模較技術者	1,393	1,616	1,731	1,769	1,853	2,081	2,498	*3	1,667
1074 輸送用機器技術者	1,289	1,495	1,602	1,637	1,714	1,926	2,311	*	1,548
1076 金属技術者	1,363	1,581	1,694	1,731	1,813	2,036	2,444	200	1,632
1977 化学技術者	1,402	1,626	1,743	1,781	1,865	2,095	2,514	1,410	1,677
1091 建築技術者	1,373	1,593	1,707	1,744	1,826	2,051	2,462	£ 5	1,644
1092 土木技術者	1,506	1,747	1,872	1,913	2,003	2,250	2,700	58	1,796
1093 利量技術者	1,223	1,419	1,520	1,553	1,627	1,827	2,193	1,418	1,472
1101 システムコシサルタント - 仮計者	1,699	1,971	2,112	2,158	2,260	2,538	3,046	- 2	2,017
1104 ソフトウェア作成者	1,444	1,675	1,795	1,834	1,921	2,157	2,589	2.0	1,725
1109 その他の情報処理・通信技術者	1,427	1,655	1,774	1,812	1,898	2,132	2,559	1,708	1,706
	1 261	1.570	1.660	1:700	1.010	0.000	2.640		1.696

賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金(時給換算)



別添1

## A 一般基本給・賞与等の決定手順

#### <手順4> 地域指数を決める

#### 都道府県別

別添3

職業安定業務統計による地域指数

	都道府県別地域指数(※)
全国計	100.0
北海道	94.4
青森	84.9
岩手	87.4
宮城	96.7
秋田	86.9
山形	89.4
福島	93.0
茨城	101.1
栃木	99.5
群馬	98.8
埼玉	107.0
千菜	106.5
東京	112.7
神奈川	109.8
新潟	94.6
塞山	96.8
石川	97.0
福井	97.4
山梨	99.2
長野	97.3
岐阜	100.6
静岡	100.7

#### ハローワークの管轄別

	ハローワーク別地域指数(※)
静岡	100.7
2201 静岡計	100.4
2202 浜松計	102.3
2203 沼津計	101.9
2204 清水計	99.9
2205 三島計	101.8
2206 掛川計	99.8
2207 富士宮計	97.0
2208 島田計	98.5
2209 磐田計	99.3
2210 富士計	99.5
2211 下田計	98.6
2212 焼津計	99.5
愛知	104.8
2301 名古屋東計	106.8



#### A 一般基本給・賞与等の計算例

ソフトウェア作成者 × 1年目 × 静岡県の例(1.007)

能力・経験

**地域指数** 

1,675円(1年目)×1.007(静岡県) =1,686.725

一般基本給・賞与等

= 1,687円 (小数点切り上げ)



#### 職種の選び方

#### 賃金構造基本統計調査によるもの

「賃金構造基本統計調査による職種別 平均賃金1

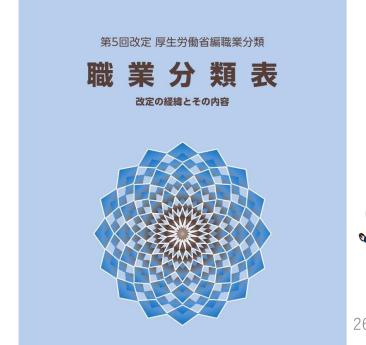
#### 職業安定業務統計によるもの

「職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額」

中核的業務

協定対象派遣労働者が従事する業務と **最も近い**と考えられるものを選択

「賃金構造基本統計調査の役職及び職種解説」又は 「第5回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表 改訂の経緯とその内容」を参照



#### 第5回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表 改訂の経緯とその内容

大分類 15 運搬・清掃・包装・選別等の職業

#### 097 包装作業員

品物の保護・保存などのため、各種の材料を用いて包装する仕事及び包装に関連する仕事に従事するものをいう。

包装機械を運転して仕事に従事するものを含む。

なお、輸送目的のため梱包 (こん包) の仕事に従事するものは、[095 荷役・運搬作業員] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

097-01 製品包装作業員 097-02 ラベル・シール・タグ付け作業員

#### 097-01 製品包装作業員

製品を保護・保存し、運搬・保管・陳列・携帯などの利便性を高めるため、紙・ プラスチック・金属・ガラスなどの材料を用いて箱詰・袋詰・びん詰・結束などを 行う仕事に従事するものをいう。

機械を運転して製品を包装する仕事に従事するものを含む。

15



#### 能力・経験調整指数の考え方

#### 賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金(時給換算)

	30	255	15
	23.7	DOM:	
_			
_			

	基準值 (0.年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準值	参考值
		1年	2年	3年	5 年	10年	20年	(0年) 最大値	(0年)
<b>学</b> 業計	1,320	1,531	1,641	1,676	1,756	1,972	2,367	23	1,583
1031 管理的概率说事者	3,102	3,598	3,856	3,940	4,126	4,534	5,562	3,252	3,622
1051 研究者	1,721	1,996	2,139	2,186	2,289	2,571	3,086	21	2,042
1072 電気・電子・電気液信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く)	1,561	1,811	1,940	1,982	2,076	2,332	2,799	= ±3	1,859
1973 磺胺技術者	1,393	1,616	1,731	1,769	1,853	2,081	2,498	#1	1,667
1074 输送用機器技術者	1,289	1,495	1,602	1,637	1,714	1,926	2,311	*:	1,548
1076 全席技術者	1,363	1,581	1,694	1,731	1,813	2,036	2,444	20	1,632
1077 化学技術者	1,402	1,626	1,743	1,781	1,865	2,095	2,514	1,410	1,677
1091 建築技術者	1,373	1,593	1,707	1,744	1,826	2,051	2,462	- 23	1,644
1092 土木技術者	1,506	1,747	1,872	1,913	2,003	2,250	2,700	- 53	1,796
1993 利量技術者	1,223	1,419	1,520	1,553	1,627	1,827	2,193	1,418	1,472
1101 システムコンサルタント - 仮計者	1,699	1,971	2,112	2,158	2,260	2,538	3,046	- 8	2,017
1104 ソフトウェア作成者	1,444	1,675	1,795	1,834	1,921	2,157	2,589	2.0	1,725
1109 その他の情報処理・遺信技術者	1,427	1,655	1,774	1,812	1,898	2,132	2,559	1,708	1,706
THE ALSO SERVED AS A CONTRACTOR	1 261	1.570	1.662	1:700	1.010	9 699	2.640		1 620



協定対象派遣労働者の<u>能力及び経験を踏まえつつ</u>、一般の労働者 の勤続何年目に相当するかを考慮して適切なものを選択



#### 地域指数の考え方

#### 派遣先の事業所等の所在地を含む都道府県又は公共職業安定所管轄地域の指数を選択

- ・工場、事務所、店舗等、場所的に他の 事業所**その他の場所から独立**している こと
- 経営の単位として人事、経理、労働の 態様等においてある程度の独立性を有 すること
- ・一定期間継続し、**施設としての持続性** を有すること

#### 都道府県別

職業安定業務統計による地域指数

別添3

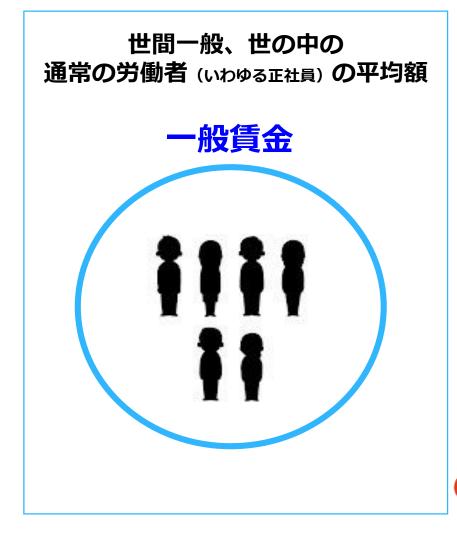
都道府県別地域指数(※) 全国計 100.0 北海道 94.4 84.9 青森 87.4 岩手 95.7 宫城 秋田 86.9 山形 89.4 福島 93.0 101.1 栃木 99.5 98.8 埼玉 107.0 千葉 106.5 東京 112.7 神奈川 109.8 新潟 94.6 96.8 石川 97.0 福井 97.4 山梨 99.2 97.3 長野 岐阜 100.6 100.7

#### ハローワークの管轄別

	ハローワーク別地域指数 (※)
静岡	100.7
2201 静岡計	100.4
2202 浜松計	102.3
2203 沼津計	101.9
2204 清水計	99.9
2205 三島計	101.8
2206 掛川計	99.8
2207 富士宮計	97.0
2208 島田計	98.5
2209 磐田計	99.3
2210 富士計	99.5
2211 下田計	98.6
2212 焼津計	99.5
愛知	104.8
2301 名古屋東計	106.8



#### 「一般賃金 ≦ 協定対象派遣労働者の賃金の額」のイメージ

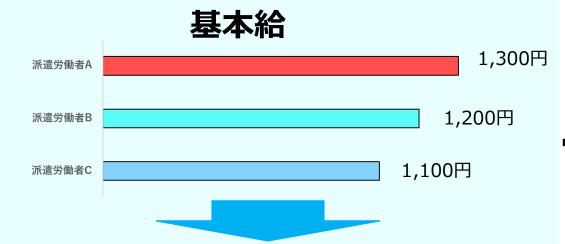








#### 協定対象派遣労働者の賃金



## 個々に実際に支給される額で

一般基本給・賞与等と比較





個々に実際に支払われる**「基本給」**と、**「賞与等の平均値等」**を足し上げて、 **「協定対象派遣労働者の賃金」を算出**し、一般基本給・賞与等と同等以上か確認







#### 実際の比較のイメージ

### <派遣会社の賃金水準>

手順1

職種	等級	職務内容	基本給額 (賞与額)	合計額
プ	Aランク	上級プログラム開発 (AI関係等高度なプログラム言語を用いた開発)	1900円~ (賞与350円)	2,250円~
ログラフ	Bランク	中級プログラム開発 (Webアプリ作成等の中程度の難易度の開発)	1600円~ (賞与250円)	1,850円~
Ĭ	Cランク	初級プログラム開発 (Excelマクロ、簡易なプログラム言語を用いた 開発)	1300円~ (賞与200円)	1,500円~

## <一般基本給・賞与等の額>

2年 3年 5年 20年 0年 10年 ソフトウェア 1,455円 1,687円 1,808円 1,847円 1,935円 2,173円 2,608円

地域指数 静岡県1.007使用

作成者





←手順3

#### <手順1>

派遣会社の賃金テーブルで、 それぞれの等級ごとの賃金額 を確認

> この例では、Cランク:1,500円~、Bランク: 1,850円~、Aランク: 2,250円~

#### <手順2>

各等級の能力・経験調整指数

を決定

この例では、職務給をCランク0年目、Bラン ク:3年目、Aランク:10年目と当てはめて いるが、「〇年目」の当てはめ方は、労使で 協定対象派遣労働者の能力及び経験を踏ま え、一般労働者の勤続何年目に相当するかを 考慮して適切なものを選択するもの。

#### <手順3>

上の表(協定対象派遣労働者 の賃金の額)と下の表(一般 基本給・賞与等の額)を比較 し、同等以上になっているか

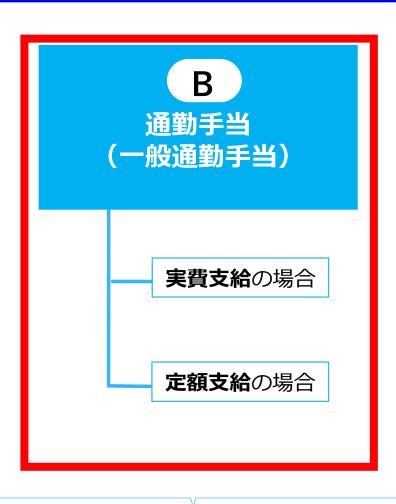
確認

この例で、賃金額を比較すると Cランク1,500円≥1,455円 Bランク1,850円≥1,847円 Aランク2,250円≥2,173円となり、 協定対象派遣労働者の賃金が一般賃 金と同等以上になっている。

Α

基本給・賞与等 (一般基本給・賞与等)

- ○基本給・賞与・各種手当
- \*各種手当には、家族手当、役職手当なども含む



退職金制度の場合

退職金前払いや**合算**による 支払いの場合

中小企業退職金共済制度等 への加入の場合

#### 対象外

時間外勤務手当

深夜勤務手当

休日勤務手当

### 合算の方法



#### 選択肢 1

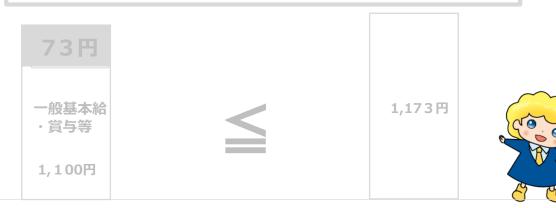
#### 実費支給により「同等以上」を確保する = 一般通勤手当と同等以上とみなす

※支給に上限がある場合、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間当たりに換算した額が「73」円未満 の場合、選択肢2で取り扱う

#### 選択肢 2

一般の労働者の通勤手当に相当する額(「73円」)と「同等以上」を確保する

73円と同等以上 にする 一般基本給・賞与等に 73円を加え比較(合算)



73円

 $\leq$ 

通勤手当

一般通勤手当

協定対象派遣労働者の通勤手当

一般基本給・賞与等+

一般通勤手当(73円)

協定対象派遣労働者の賃金

## 選択肢1

## 実費支給により「同等以上」を確保する = 一般通勤手当と同等以上とみなす

※支給に上限がある場合、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間当たりに換算した額が「73」円未満の場合、選択肢2で取り扱う

# 選択肢2

一般の労働者の通勤手当に相当する額(「73円」)と「同等以上」を確保する

一般通勤手当73円に対して、 固定支払いの通勤手当を同等以上にする 固定額 通勤手当 (時給換算)

一般通勤手当 協定対象派遣労働者の 固定額「通勤手当」

一般基本給・賞与等 (73円)

-般基本給・賞与等+
-般通勤手当 (73円)

「賃金」

Α

基本給・賞与等 (一般基本給・賞与等)

家 族 手 当

○ 役職 手 当 など諸 手 当

も含む

В

通勤手当 (一般通勤手当)

実費支給の場合

定額支給の場合

C

退職金 (一般退職金)

退職金制度の方法

退職金前払いや**合算**による 支払いの場合

中小企業退職金共済制度等 への加入の方法

対象外

時間外勤務手当

深夜勤務手当

休日勤務手当

合算の方法



# 選択肢1 退職制度の方法(後払いの給付面での比較)

退職手当の導入割合、最低勤続年数及び支給月数の相場について、国が各種調査結果を示し、 その中のいずれかを選択し、それと**退職手当制度を比較。** 

# 選択肢2 退職金前払いの方法

- ① 一般基本給・賞与等の退職給付等の費用の割合5%以上の「前払い退職金」を支給する。
- ② 一般基本給・賞与等に5%分を上乗せをし、そのうえで協定対象派遣労働者の賃金と比較 (合算による方法)。

# 選択肢3 中小企業退職金共済制度等への加入の方法(費用面での比較)

派遣労働者が**中小企業退職金共済制度**に加入している場合は、退職手当については一般退職金と同等以上であるとする。

- ※ 確定給付企業年金や確定拠出年金等の掛金も含む
- ※1月あたりの掛金額を時給で除した場合に、一般基本給・賞与等の5%以上である場合に限る



# 選択肢1 退職制度の方法(後払いの給付面での比較)

# 局長通達で示す調査から設定した、

# 一般退職金(支給月数)

※「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)大卒の例

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
自己都合	0.7月	1.4月	2.9月	4.9月	7.0月	9.2月	11.3月	12.9月
会社都合	1.1月	1.8月	3.9月	6.1月	8.4月	10.8月	13.1月	14.5月

# 派遣会社の退職金テーブル(例)

勤続年数	3 年以上 5 年未満	5 年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上
自己都合	1.0月	2.0月	3.0月	8.0月	14.0月
会社都合	1.5月	3.0月	5.0月	10.0月	15.0月



# 選択肢2 退職金前払いの方法

一般基本給・賞与等の 5%と同等以上の 前払い退職金にする

**5**%



前払い退職金

一般基本給・ 賞与等の5% 協定対象派遣労働者の前払い退職金

# 一般基本給・賞与等に その5%分を加え比較(合算)



一般基本給・賞与等+ 一般基本給・賞与等の5% 協定対象派遣労働者の賃金

# 選択肢2 退職金前払いの方法

一般基本給・賞与等の 5%と同等以上の 前払い退職金にする

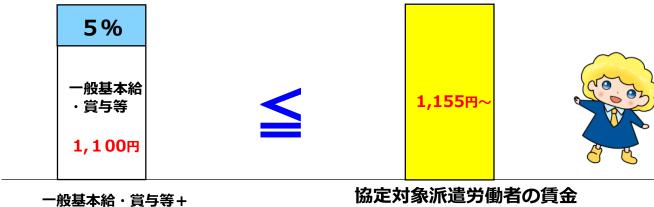
5%



前払い退職金

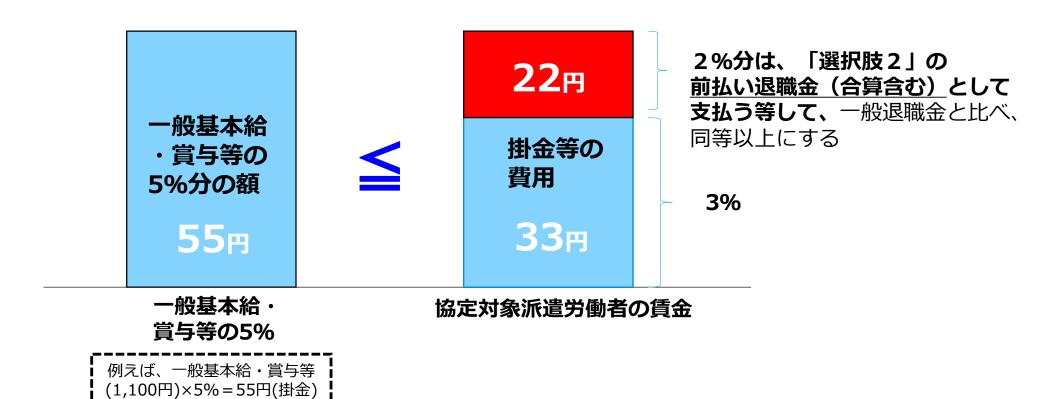
一般基本給・ 賞与等の5% 協定対象派遣労働者の **前払い**退職金

# 一般基本給・賞与等に その5%分を加え比較 (合算)



一般基本給・賞与等の5%

# 選択肢3 中小企業退職金共済制度等への加入の方法



右側の掛金等の費用の額が5%に届かない場合は、その足りない部分を選択肢2でみることも可能。(選択肢2と選択肢3の併用)



Δ

基本給・賞与等 (一般基本給・賞与等)

○ 家 族 手 当 ○ 役 職 手 当 な ど 諸 手 当

も含む

B

通勤手当 (一般通勤手当)

実費支給の場合

定額支給の場合

 C

 退職金

 (一般退職金)

退職金制度の方法

**艮職金**前払いや**合算**による 支払いの場合

中小企業退職金共済制度等 への加入の方法

対象外

時間外勤務手当

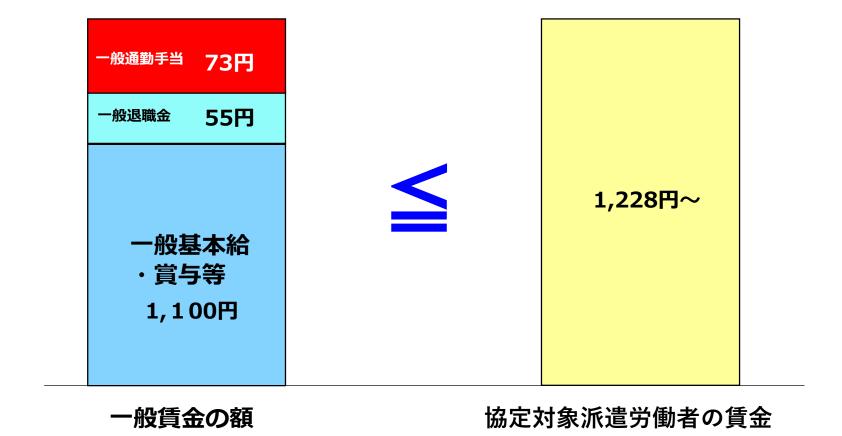
深夜勤務手当

休日勤務手当

合算の方法



# ③一般通勤手当・一般退職金を合算する場合(例)





# 一般賃金の水準について

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)

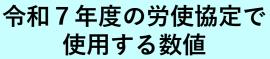
別添 2

		基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値	参考值
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	(0年) 最大値	(0年)
職業計	1,248	1,448	1,551	1,585	1,660	1,865	2,238	-	1,460
01管理的職業	1,551	1,799	1,928	1,970	2,063	2,317	2,781	-	1,788
001法人・団体役員	1,878	2,178	2,334	2,385	2,498	2,806	3,367	1,892	2,216
00101会社役員	2,075	2,407	2,579	2,635	2,760	3,100	3,720	2,265	2,537
00199その他の法人・団体役員	1,563	1,813	1,943	1,985	2,079	2,335	2,802	1,812	1,704
002法人・団体管理職員	1,594	1,849	1,981	2,024	2,120	2,381	2,858	-	1,838
00201会社管理職員	1,601	1,857	1,990	2,033	2,129	2,392	2,871	-	1,851
00299その他の法人・団体管理職員	1,524	1,768	1,894	1,935	2,027	2,277	2,733	1,563	1,721
003その他の管理的職業	1,422	1,650	1,768	1,806	1,891	2,124	2,550	<u>1,437</u>	1,637
00301管理的公務員	1,166	1,353	1,449	1,481	1,551	1,742	2,091	1,232	1,380
00399他に分類されない管理的職業	1,429	1,658	1,776	1,815	1,901	2,135	2,562	1,437	1,644

別添 3

艢	丵	Ŧ	定	業	楘	綷	=+		F	ス	地域指数	
뭐뭐	木	×	ᄯ	ᄍ	4カ	ツし		~	σ.	·~	7U-5X1H XX	

	都道府県別地域指数(※)
全国計	100.0
北海道	94.4
青森	84.9
岩手	87.4
宮城	96.7
秋田	86.9
山形	89.4
福島	93.0
茨城	101.1
栃木	99.5
群馬	98.8
埼玉	107.0
千葉	106.5



※令和6年8月27日発出

73円

一般通勤手当

5%

一般退職金

# 毎年度更新あり

※ 最新の局長通達の確認をお願いします



# 端数計算は誤りが多い事項の一つ

基本給・賞与・手当等

基準値(0)年×能力・経験調整指数×地域指数により 一般基本給・賞与等を算出した結果の端数処理

切り上げ

退職金:選択肢1

「退職手当の支給**月数**」又は「退職手当の支給**金額**」に 「**退職金制度がある企業の割合**」を**乗じる**場合の端数処理



退職金:選択肢1・2

「退職給付等の費用の割合(5%)」を一般基本給・賞与 等に乗じて、一般退職金を算出した結果の端数処理



協定対象派遣労働者 の賃金

月給から時給に換算する際の端数処理





一般基本給・賞与等が地域別最低賃金を下回った場合



基準値(0)年を地域別最低賃金に置き換えて算出

# 賃金の改善

#### 労使協定の記載イメージ

第〇条 甲は、第〇条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、**基本給額の1~3%の範囲で追加**の手当を支払う<u>(若しくは昇給する)</u>こととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、**その能力に応じた派遣就業の機会を提示 する**ものとする。

# 公正な評価

派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の<mark>就業の実態</mark> に関する事項を<mark>公正に評価</mark>し、その賃金を決定すること

#### 労使協定の記載イメージ

第〇条 基本給の決定は、**半期ごとに行う勤務評価**を活用する。**勤務評価は公正に評価する**こととし、その方法は社員就業規則第〇条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の追加の手当の範囲を決定する。

- 2 賞与の決定は、**半期ごとに行う勤務評価**を活用する。**勤務評価は公正に評価する**こととし、その方法は社員就業規則 第○条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表 2 の備考 1 のとおり、賞与額を決定する。
- 3 ○○手当の決定は、**半期ごとに行う勤務評価**を活用する。**勤務評価は公正に評価する**こととし、その方法は社員就業規則第○条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別に定める「○○手当支給規定」により支給を決定する。





# 前半部分の説明が終了しました。 ここで5分程度、休憩時間となります。



# 労使協定に定める5つの事項

- ① 派遣労働者の範囲
- ② 賃金の決定方法
- ③ 賃金を除く待遇の決定方法
- 4 教育訓練を実施すること
- 5 有効期間等



労使協定に定めた事項を遵守していない場合は、労使協定方式 は適用されず、派遣先均等・均衡方式が適用



# 賃金以外の待遇

# 労働者派遣法第30条の4第1項第4号

# 派遣元の通常の労働者と均等・均衡を図る

派遣元の 通常の労働者



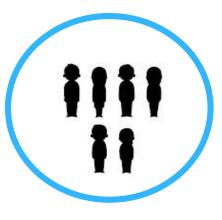


派遣労働者





世の中の通常の労働者の平均額



賃金



転勤者用社宅、病気休職、 慶弔休暇等特別休暇、

健康診断に伴う勤務免除

# 均衡待遇の確保のための考え方

# 3考慮要素均衡得得遇の

# 職務の内容

業務の内容+責任の程度



(職務の内容の変更の範囲/配置の変更の範囲) 転勤の有無、職種の変更、昇進など

# その他の事情

職務の成果、能力、経験、合理的な労使の慣行、労使の交渉の経緯など





# 賃金以外の待遇

# ガイドライン

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

協定対象派遣労働者の待遇に関して、原則となる考え方及び具体例は次のとおりである。

#### ② 転勤者用社宅

派遣元事業主は、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の支給要件(例えば、転勤の 有無、扶養家族の有無、住宅の賃貸又は収入の額)を満たす協定対象派遣労働者には、派遣元 事業主の雇用する通常の労働者と同一の転勤者用社宅の利用を認めなければならない。

③ 慶弔休暇並びに健康診断に伴う勤務免除及び有給の保障

派遣元事業主は、協定対象派遣労働者にも、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の 慶弔休暇の付与並びに健康診断に伴う勤務免除及び有給の保障を行わなければならない。

(問題とならない例)

派遣元事業主であるB社においては、慶弔休暇について、B社の雇用する通常の労働者であるXと同様の出勤日が設定されている協定対象派遣労働者であるYに対しては、通常の労働者と同様に慶弔休暇を付与しているが、週2日の勤務の協定対象派遣労働者であるWに対しては、勤務日の振替での対応を基本としつつ、振替が困難な場合のみ慶弔休暇を付与している。

4) 病気休職

いかなる待遇差が不合理なものであり、 いかなる待遇差は不合理なものでないのか、 原則となる考え方と具体例を示したもの。



## 労使協定の記載イメージ

#### 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、*福利厚生その他の賃金 以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第〇条から第〇 条までの規定を準用する。* 

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員に適用される〇〇就業規則第〇条から〇条までの規定と不合理な待遇差が生じることとならないものとして、〇〇就業規則第〇条から第〇条までの規定を適用する。

正社員と別規程を使用している場合の記載例



# 労使協定に定める事項【教育訓練を実施すること】

# 労使協定に定める5つの事項

- ① 派遣労働者の範囲
- ② 賃金の決定方法
- ③ 労使協定の対象とならない待遇及び賃金を除く待遇の決定方法
- 4 教育訓練を実施すること
- 5 有効期間等



労使協定に定めた事項を遵守していない場合は、労使協定方式 は適用されず、派遣先均等・均衡方式が適用



# 労使協定に定める事項【教育訓練を実施すること】

## 労使協定の記載イメージ

# 例

#### 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

(教育訓練)

第〇条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派 遣法に基づき別途定める「〇〇**社教育訓練実施計画」に従って、着実に 実施**する。



# 労使協定に定める事項【有効期間 等】

# 労使協定に定める5つの事項

- 1 派遣労働者の範囲
- ② 賃金の決定方法
- ③ 労使協定の対象とならない待遇及び賃金を除く待遇の決定方法
- 4 教育訓練を実施すること
- ⑤ 有効期間等



労使協定に定めた事項を遵守していない場合は、労使協定方式 は適用されず、派遣先均等・均衡方式が適用



## 労使協定に定める事項【有効期間 等】

# 有効期間

労使協定の始期と終期を明記(2年以内とすることが望ましい)

#### 労使協定の記載イメージ

第○条本協定の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○年間とする。



# 待遇決定方式の変更

特段の事情がない限り、一の労働契約中に、派遣先の変更を理由として、協定対象派遣労働者か否かを変更しようとしないこと

#### 労使協定の記載イメージ

第○条 甲(○○人材サービス会社)は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、 特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

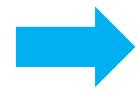


# 目次

- 1.制度・概要
- 2. 労使協定に定める事項
  - (1)派遣労働者の範囲
  - (2)賃金の決定方法
    - ①一般基本給・賞与等
    - 2一般通勤手当
    - ③一般退職金
    - 4合算の方法
    - ⑤賃金の改善及び公正評価
  - (3)賃金を除く待遇の決定方法
  - (4)教育訓練を実施すること
  - (5)有効期間等
- 3. 労使協定の対象とならない待遇事項
- 4. その他補足資料

# 福利厚生施設

# 福利厚生施設



# 派遣先の通常の労働者との均衡を図る



# 対象となる福利厚生施設















教育訓練(法第40条第2項)

# 業務の遂行に必要な能力を 付与するための教育訓練



派遣先の通常の労働者との均衡を図る

派遣先が講ずべき措置











派遣元が 講ずべき措置

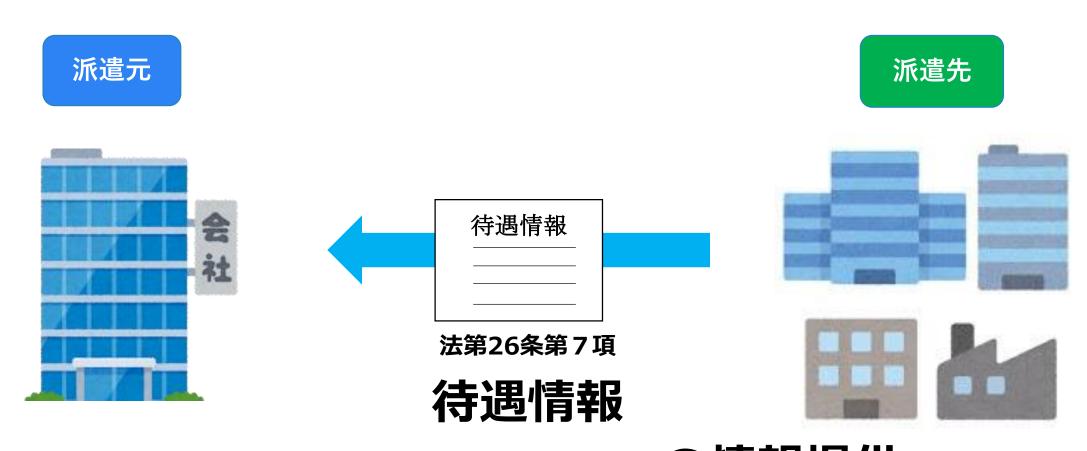
法第30条の2第1項 派遣労働者のキャリアアップに 資する教育訓練 【段階的かつ体系的な教育訓練】



労使協定書



# 待遇情報の提供



(給食施設、休憩室、更衣室、教育訓練)の情報提供



# 待遇情報の提供

1. 待遇のそれぞれの内容

(待遇の種類)

(待遇の内容)

食堂:施設有

利用可

利用時間:12時~13時(全従業員共通)

② 休憩室:施設有

利用可

利用時間:12時~13時(全従業員共通)

③ 更衣室:施設有

就業する事業所に更衣室がある場合には、利用可

④ 教育訓練:制度有

接客に従事する場合には、6か月に1回、希望者に対し、接客に関する基礎を習得するための教育訓練を実施

# 比較対象労働者の選定は不要



# 待遇情報を提供しなかった場合

# 派遣先 法第26条第7項違反

労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、派遣元事業主に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者が従事する業務ごとに、比較対象労働者の賃金その他の待遇に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報を提供しなければならない。

# 派遣元 法第26条第9項違反

派遣元事業主は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から第七項の規定による情報の提供がないときは、 当該者との間で、当該労働者派遣に係る派遣労働者が従 事する業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。



新規に派遣契約を締結時だけでなく、更新時も必要



# 目次

- 1.制度・概要
- 2. 労使協定に定める事項
  - (1)派遣労働者の範囲
  - (2)賃金の決定方法
    - ①一般基本給・賞与等
    - ②一般通勤手当
    - 3一般退職金
    - ④合算の方法
  - (3)賃金を除く待遇の決定方法
  - (4)教育訓練を実施すること
  - (5)有効期間等
- 3. 労使協定の対象とならない待遇事項
- 4. その他

## その他【労使協定の周知】

# 締結した労使協定の周知が必要

- ●書面の交付(全文)
- ※基本的に派遣労働者から希望があった場合は、書面の全文を交付することが望ましい
- ●ファクシミリの送信、電子メール・SNS
- ※派遣労働者が希望した場合に限る
- ※電子メール、 SNS については、 記録を出力することにより書面を作成することができるものに限ります
- ●社内のイントラネット
- ※常時確認できるようしたものに限ります。

- ●事業所の見やすい場所での掲示又は備え付け
- ※協定の概要について、 書面の交付や電子メールの送信等であわせて周知する場合に限ります。

# その他【協定書の記載誤りで多いもの】



# 端数処理の方法が誤っている(P25)

(一般賃金)

局長通達(別添1又は別添2)の数値×地域指数(別添3)をし、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り上げ

(協定対象派遣労働者の賃金)

時給換算した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨て

# 通達名の更新を忘れている



令和6年度適用:令和5年8月29日付職発0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の 適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める 「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」

令和7年度適用: 令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」

# 公正な評価についての規定がない (P47)

派遣労働者を公正に評価し、その結果基準を満たしていれば昇給するなどの規定が必要。

## 最低賃金を下回った職種について計算し直していない

地域指数をかけた結果、最低賃金を下回った場合最低賃金に能力・経験調整指数をかけることが必要。



# その他【厚生労働省のホームページ】

▼ 本文へ ▶ お問合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場



☆ ホーム

Google カスタム検索

Q検索

テーマ別に探す<mark>報道・広報</mark>政策について<mark>厚生労働省について</mark>統計情報・白書<mark>所管の法令等</mark>申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 労働者派遣事業・職業紹介事業等 > 派遣労働者の同一労働同一 賃金について

#### 雇用・労働

# 派遣労働者の同一労働同一賃金について

- ▼ 労使協定方式(労働者派遣法第30条の4)「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」について
- ▼ 相談窓口など▼ 裁判外紛争解決手続(行政ADR)▼ 公的機関に関するもの



# メールマガジン配信及び登録のご案内

# メルマガ配信サービス

労働行政に関する各種情報を月1回(毎月20日 (※)無料で配信(セミナー等の情報をいち早く)

登録方法

静岡労働局メールマガジン

登録画面バナーでメールアドレスを送信

検索







法改正











# Thank You For Viewing >

**Zoom**の「**退出**」ボタンを押すと画面上に「**参加者アンケート**」が表示されます。 **回答後「送信**」ボタンを押してください。

